

沖縄県国際交流団体連絡協議会入会案内

沖縄県国際交流団体連絡協議会は、県内の国際交流団体相互の情報交換、連携、勉強会を目的として平成3年3月に設置されております。事務局を沖縄県国際交流・人材育成財団国際交流課に置き、総会や幹事会を開催しております。新規入会団体を歓迎いたします。

沖縄県国際交流団体連絡協議会規約

(名称)

第1条 本会は、沖縄県国際交流団体連絡協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、沖縄県における国際交流団体相互の情報交換及び相互連携を図り、もって沖縄県における国際交流事業を効果的に推進することを目的とする。

(構成)

第3条 協議会は、沖縄県内において国際交流に関する活動を行っている団体等で第2条の目的に賛同する者(以下「会員」という。)をもって構成する。

(議長)

第4条 協議会に議長を置く。

2 議長は、財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団理事長の職にある者をもって充てる。

3 議長がやむを得ない事情により会に出席できない場合は、議長が指名した者が職務を代理する。

(総会)

第5条 協議会の総会は年1回とし、議長が招集する。ただし、必要ある場合は、臨時総会を招集することができる。

(幹事会)

第6条 協議会に幹事会を置き、議長が必要に応じて招集する。

2 幹事会の構成は議長が定めることとし、議長が必要と認めるときは、幹事以外の会員に対し幹事会への出席を求めることができる。

3 幹事会の座長は、財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団事務局長の職にある者が務めることとし、座長がやむを得ない事情により会に出席できない場合は、座長が指名した者が職務を代理する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団に置く。

(入会)

第8条 協議会への入会は、入会申込書(別紙)を議長に提出し、議長の承認を得るものとする。

(補足)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規約は、平成12年4月1日から施行する。

(8 条関係様式)

沖縄県国際交流団体連絡協議会議長 殿

住 所
名 称
代表者

印

沖縄県国際交流団体連絡協議会入会申請書

沖縄県国際交流団体連絡協議会規約第 8 条の規定に基づき
下記の関係書類を添えて入会申請致します。

記

- 1 . 団 体 の 名 称
- 2 . 所 在 地
- 3 . 代 表 者 名
- 4 . 設 立 年 月 日
- 5 . 設 立 目 的
- 6 . 会 員 数
- 7 . 事 務 局 職 員 数
- 8 . 活 動 内 容
- 9 . 年 間 事 業 計 画 書
- 10 . 刊 行 物